

## 第2項 計画の基本的事項

---

### 1 計画の目的

県民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、「県民の健康の保持」及び「医療の効率的な提供」を実現することにより、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制（医療費適正化）」が図られることを目的とします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第9条に基づき、都道府県が、当該都道府県における医療費適正化計画（都道府県医療費適正化計画）として作成するものです。

### 3 国と都道府県の関係

国は、「医療費適正化基本方針」及び「全国医療費適正化計画（以下「全国計画」という。）」を策定し、都道府県は、医療費適正化基本方針に即して「都道府県医療費適正化計画」を策定します。

### 4 計画の期間

平成20年度を初年度とし、平成24年度までの5年間を計画期間とします。

### 5 計画の評価

計画を推進するため、定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施する「PDCAサイクル」に基づく管理を行います。

平成22年度に進捗状況評価（中間評価）を行い、評価結果を公表します。

平成25年度に実績評価を行い、評価結果を公表します。評価結果を踏まえて、都道府県の診療報酬の特例を設定することが可能となります。